

2013年5月11日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
金融担当大臣 麻生 太郎 殿

生命保険金の「直接支払」解禁方針の撤回を求める要望書

大阪府歯科保険医協会
理事長 小澤 力

拝啓 貴職におかれましては、日頃より国政の重責を果たされていることに心より敬意を表します。

さて、金融庁は4月、生命保険商品が「現物給付に近い方法で財・サービスを提供する」枠組みとして、保険金の「直接支払」を認める方針を表明しました。

「直接支払い」とは、現在の「保険商品」の保険金を医療機関などのサービス提供者に支払い、保険会社はこの支払方法での提携先を契約者に紹介する方法です。保険業界の要望だった、物品・サービスを契約者に提供する「現物給付」商品を疑似的に実現するものです。

既存の公的保険に加え、民間版「健康保険」の誕生に道を開き、米国の医療のように保険会社が医療提供の可否を判断する「管理型」医療の出現となります。

金融庁は、保険金の「直接支払」は、支払先を契約者から、契約者が指図する事業者へ変更するものであり、保険商品の「付加サービス」にあたるので保険業法の改定は要しない。生保会社が「サービスの提供事業者を契約者に紹介する」ことは「付帯的サービス」なので、新たな保険商品としての認可は不要であるという整理を行い、監督指針の見直しで対応するとしています。

保険業法では、生保会社が保険金に代わり、医療・介護などのサービスを契約者に直接提供することは「現物給付」にあたるとして禁じています。提供するサービスの質の保証や、将来の価格変動リスクへの対応などの問題があるからです。金融審議会の作業グループでの議論でも、「保険会社とサービス提供者の間に直接の関係ができると、保険会社とサービス提供者が組んで、提供できるサービスをコントロールすることも考えられる」との懸念が示されています。

金融庁は、生保会社に対して、提携事業者が提供するサービス内容・水準を定め、サービスの質を確認するなどの義務を課すとしていますが、法令上の拘束力や監督責任については明確ではありません。

金融庁自身が「現物給付」商品のリスクを認識しているにもかかわらず、「現物給付に近い」保険金の「直接支払」を新たに認めることは、契約者保護の観点からも看過することはできません。

政府の産業競争力会議などでは、疾病ごとに保険給付割合を縮小することや保険外併用療養費制度の範囲拡大など、公的医療保険の縮小の議論が行われています。民間医療保険の市場拡大のために公的医療保険の縮小が進むならば、民間医療保険の保険料負担が可能な人しか、十分な医療を受けられなくなる社会となります。

金融庁は6月までにまとめる「報告書」に監督指針の見直しを盛り込む方針です。契約者のリスクが解消されず、国民皆保険制度の空洞化のおそれがある保険金の「直接支払」解禁方針の撤回を強く求めます。

以上